

市長所信表明（令和5年3月）

おはようございます。

本日、令和5年3月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定例会に臨みまして、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案のご説明をさせていただき、議員各位はじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種」について申し上げます。

去る1月27日、政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルスの感染症法上の分類について、5月8日に現在の「2類相当」から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる方針を決定いたしました。

また、マスク着用の考え方につきましても、屋内でのマスク着用を推奨している現在の取扱いを改め、3月13日から、屋内・屋外を問わず、個人の判断を基本とし、更に、学校教育の現場においては、新学期となる4月1日から着用を求めないことを基本とする方針が出され、新型コロナウイルス感染症への対応が、新たなステージへと移行しつつあります。

一方、ワクチン接種に関しましては、現在は、まん延を予防するための緊急措置である「特例臨時接種」と位置づけられ、無料での接種が本年3月末までを期限に行われております。

4月以降のワクチン接種について、今月22日に開催された厚生労働省のワクチン分科会では、重症化リスクが高い65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方などを対象に、本年5月から、新たな接種機会を設けるとともに、「特例臨時接種」を令和6年3月まで1年間延長する方針を取りまとめました。

今後、3月中に正式決定し、必要な手続きを進めるとしていただきますので、本市といたしましても、国の方針が示され次第、速やかに対応できるよう準備を進めて参ります。

次に、「吉野川市リバーサイドハーフマラソン」について申し上げます。

今大会は、第20回の記念大会として、『日本遺産「四国遍路」及び「藍のふるさと阿波」を走る吉野川市リバーサイドハーフマラソン』と冠し、昨日、盛況のうちに無事終了いたしました。

新型コロナウイルスの影響により、3年ぶりの開催となりましたが、例年ご参加いただいているランナーの皆さんをはじめ、546人の方にご参加いただき、遠くは、北海道、東京・愛知・大阪・広島など県外からも多数お越しいただきました。

今後におきましても、こうした熱烈なファンを増やすよう努めるとともに、多くの方に参加していただける大会とし、本市の賑わい創出を図って参ります。

次に、「都市再生整備計画事業」について申し上げます。

鴨島駅周辺地区・都市再生整備計画事業は、昨年度、鴨島駅前ロータリー及び駅前広場が完成し、本年度は、日本フネン市民プラザ西側の吉野川市ポケットパークと北側歩道の整備を行いました。

現在は、3月中旬に完成予定である文楽通り周辺道路のリニューアル工事を行っており、この工事を最後に都市再生整備計画事業は完了いたします。

ポケットパーク完成後の昨年6月には、「ポケパーフェス」が、また、10月からは毎月1回、駅前広場から市民プラザまでの周辺で、「吉野川マルシェ」が開催され、多くの方にご利用いただいております。

さらに、鴨島駅前周辺では、新店舗が複数開店しており、まさに、本事業の成果が、まちの活性化と賑わい創出に、形となって現れたものと考えております。

今後におきましては、リニューアルした文楽通りを含め、市民の皆様幅広くご利用いただき、鴨島駅前地域の持続可能な発展を後押しして参ります。

次に、「地域おこし協力隊の任用」について申し上げます。

先の12月定例会におきましても申し上げたとおり、地域おこし協力隊の受け入れ先について、令和5年度から新たに農業やスポーツなどの分野を追加・拡充することといたしました。

既に隊員の最終選考を終え、新たに6名の隊員の内定を行ったところであり、東京都をはじめ県外各地より、4月から順次着任いただく予定です。

本市といたしましては、隊員の皆さんが新しい環境にいち早く馴染めるようサポートを行うとともに、地域の課題である担い手不足の解消や地域の活性化に繋げて参りたいと考えております。

それでは、最近の市政の動きについて、少し申し上げます。

まず、「令和4年度3月補正予算案及び令和5年度当初予算案」について申し上げます。

まず、「令和4年度3月補正予算案」についてでございます。

3月補正予算においては、国の地方財政対策の拡充や、本市の行財政改革の取組などにより収支状況が改善し、財源不足を補てんするため当初予算で計上しておりました財政調整基金及び減債基金からの繰り入れ（6億円）が必要でなくなったため、全額減額する補正といたしました。

これに加え、長期にわたる財政の健全な運営を図るため、前年度繰越金と減額補正により生じた財源を活用して、財政調整基金に4億2,000万円を、減債基金に3,000万円を、それぞれ積み立てることといたしました。これらにより、今年度末の財政調整基金及び減債基金は、前年度末残高から約4億5,000万円増の約

66億4,000万円となる見込みでございます。

次に、「令和5年度当初予算案」について申し上げます。

令和5年度当初予算においては、限られた財源を最大限有効活用するとともに、本格化する新ごみ処理施設整備事業に加え、私のマニフェスト事業として令和4年度から実施しています「高齢者等外出支援タクシー料金助成事業」を充実させたほか、本市への新たな出店を支援する「空店舗活用支援！！お店びらき応援事業」や、「地域おこし協力隊員」を増員することによる地域の課題解決とにぎわいづくり創出など、本市の未来につながる事業を盛り込み「財政の健全化」と「本市の活性化」の両立を図り編成いたしました。令和5年度一般会計当初予算の総額は、200億9,300万円、対前年度比で10億2,400万円、率にして5.4%の増となっております。

次に、「令和5年度当初予算編成後における本市の財政見通し」について申し上げます。

令和2年12月議会定例会において、財政危機突破への決意を宣言した段階における財政見通しでは、人口減少等の影響により、大幅な税収等の減少を見込んでいましたが、税収等の減少が当初の想定に比べ限定的であったほか、令和3年度、令和4年度と危機突破に向けた緊縮型の思い切った予算編成、そして予算執行においては、「予算を使う前に知恵を使う」を徹底することによる経費削減に加え、国の地方財政対策が拡充されたことなどにより、令和5年度当初予算後の「財政見通し」といたしましては、『行財政改革の取組を引き続き着実に進めるとともに、身の丈に合った財政運営を継続することが前提』ではございますが、中長期的な見通しにおいて少なくとも今後10年間は、基金が枯渇して予算編成が困難となる状況を回避できる見込みであり、財政運営が持続可能となることから、当面の財政危機は突破できたものと考えております。

議員の皆様におかれましては、財政危機突破宣言からこれまで本市の厳しい財政状況についてご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

引き続き、持続可能な財政運営を継続できるよう、更なるお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「国民健康保険税の税率改定」について申し上げます。

本市の国民健康保険税率につきましては、安定した制度運営のため、令和3年度に税率改定を実施し、その運用を行っているところです。

保険者である徳島県においては、令和3年度から令和5年度にかけて、納付金等の算定方法を所得割・均等割・平等割の3方式に移行し、資産割を廃止するとの運営方針が示されており、本市におきましても、県内他市町村の状況等に鑑み検討した結果、県の運営方針に則り、国民健康保険税の算定から資産割を廃止する方針とさせていただきます。

具体的には、令和5年度から2年かけて、資産割を約2分の1ずつ縮小し、令和6年度で廃止いたします。

資産割の縮小・廃止による保険税の減収分につきましては、所得割・均等割等に配分することになりますが、被保険者の皆様にとって、急激な変化とならないよう、緩やかに3方式へ移行することとし、国民健康保険財政調整基金を活用した税率改定といたします。

また、国民健康保険事業の安定的な運営のため、様々な歳出削減のほか、特定健診など市民の皆様の健康管理に取り組み、負担の軽減に努めて参りたいと考えております。

被保険者の皆様には、この度の改定が、県の運営方針に基づいたものであること、また、給付の平等と負担の公平のもと、安心して医療を受けることができる体制を堅持するためのものであることに、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育て・教育の満足度向上」についてであります。

「川島こども園公私連携事業」について申し上げます。

かねてから進めておりました、市立川島こども園の「公私連携・幼保連携型・認定こども園」への移行につきましては、本年4月より、「社会福祉法人かもめ福社会」に運営を委ね、新たに「川島かもめこども園」としてスタートする運びとなりました。

移行に向けた諸準備につきましては、これまでも法人と連携して進めて参りましたが、公私連携型の運営であるため、移行後においても、引き続き人員配置や教育・保育などの運営に本市も関与していくこととなっております。

また、川島こども園の3階には、子育て親子が気軽かつ自由に利用できる場所の提供や、子育て親子間の交流を深めることなどを目的とした、子育て支援拠点施設「ちびっこドーム」がございますが、移行後も、かもめ福社会により継続して運営されることとなっております。

開設日が従来の週3日から週4日に拡大する予定であり、より利用しやすい施設を目指します。

移行まで1箇月余りとなりましたが、民間法人の特色ある教育・保育運営に期待をしつつ、双方連携のもと、地域に根ざした子育て支援施設の充実に努めて参ります。

次に、「未来へつなぐ修学応援給付金事業」について申し上げます。

国の調査によりますと、高等学校卒業後の大学・専門学校等の高等教育機関への令和3年度の進学率は、83.8パーセントと過去最高となっています。

一方で、ひとり親世帯の子どもについては65.3パーセント、生活保護世帯の子どもについては39.9パーセントと、前年度からそれぞれ進学率は上昇しているものの、全体の進学率と比べて大きく下回っている状況となっています。

背景には、様々な要因が考えられますが、その一つとして、経済

的負担が挙げられます。

進学時に必要となる費用が大きな負担となり、進学を躊躇したり、また進学した後も、学費や生活費などによる経済的負担を感じることで勉学に集中することが困難になることも考えられます。

そこで、ひとり親世帯や生活保護世帯などの子どもが大学等へ進学する際に抱える経済的負担の軽減を図り、意欲と能力のある学生が修学の機会をより多く得られるよう支援するため、「未来へつなぐ修学応援給付金事業」を実施することといたしました。

給付金は、ひとり親世帯等で一定の所得以下の世帯に属する子どもや生活保護世帯の子どもを対象に、高等学校在籍時の成績や作文などにより選考し、1人当たり100万円を給付するものでございます。

これは昨年、ご寄付をいただいた「藤岡敏孝こども未来基金」を原資とするもので、次世代を担う子どもたちの夢ある未来を実現するため、経済的負担を少しでも軽減し、勉学への意欲向上に繋げたいという、寄付者である藤岡氏の意向を踏まえたものでございます。

本事業により、1人でも多くの子どもたちの夢を後押しし、本市の将来を担っていただける人材の育成に繋がることを期待しております。

次に、「送迎用バスの安全対策」について申し上げます。

昨年9月に発生いたしました、静岡県の認定こども園での送迎バス内への置き去り事故を受け、国は送迎バスに車内置き去り防止機能を有する安全装置設置の義務づけ及び推奨を決定いたしました。

本市においては、私立の認定こども園（1園）が義務化の対象となる送迎バスを3台保有しており、速やかな安全対策を図るため、国の補助金を活用し、その設置費用を助成することといたしました。

また、小中学校の送迎バスは、義務化の対象ではございませんが、推奨対象となっており、児童生徒の安全対策のため、本市のスクールバスについても、設置の必要性があると判断し、高越小学校及び

山川中学校で運用しております6台すべてのスクールバスに安全装置を設置することといたしました。

今後におきましても、日々の安全管理を徹底し、送迎バスを利用する児童生徒の更なる安全確保に努めて参ります。

2点目は、「暮らし・福祉の満足度向上」についてであります。

「新ごみ処理施設整備事業の進捗状況・及び・ごみ減量化に向けた新たな取組」について申し上げます。

「新ごみ処理施設整備事業」については、現在、本年9月から予定している新施設の着工に先立ち、建設用地内の造成工事に着手しており、排水管及び調整池等の設置を行っております。また、新施設の着工に向け設計協議を行っており、遅滞なく準備を進めているところです。

新施設については、現在の処理費用に比べ、年間約3億円弱の削減を目指しているところですが、一方で、ウクライナ情勢等により、電気代をはじめ様々な資材価格の高騰が生じており、目標としている経費削減に向け、新たなごみ減量化への取り組みが必要であると考えています。

そこで、新施設稼働に向け、「宝のごみ”もったいない”プロジェクト」と題し、「リユース」・「リサイクル」の2つの実証実験を実施することといたしました。

まず、「リユース」につきましては、株式会社マーケットエンタープライズと連携協力協定を締結し、同社のリユースプラットフォームであるウェブサイト「おいくら」を利用した実験を3月1日からスタートさせます。「おいくら」は、不要品として捨てる前に、市民の方々がそれらの情報を入力すると、同サイトの登録買取業者が一括査定を行い、双方の条件が合致すれば、売却できる仕組みです。

同社との連携は、四国内の自治体では初めてであり、「おいくら」をご活用いただき、市民の方々がこれまで不要品として捨てていた物を、少しでもリユース（再利用）していただき、ごみ減量化につなげたいと考えています。

次に、「リサイクル」につきましては、羽毛布団を再生品化させる取組を新年度からスタートさせます。現在は処理費がかかっている羽毛布団を事業者売却し、当該事業者により再生品化した後に、新たな製品として生まれ変わらせ、ごみ減量化につなげたいと考えています。

ごみ減量化をはじめ、経費削減に向けた新たな取り組みを実施するとともに、今後も、令和7年8月からの稼働を目指し、引き続き安全対策に万全を期して工事を進めて参りますので、市民の皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に「高齢者等外出支援タクシー料金助成事業」について申し上げます。

本年度から試行的に実施しております本事業は、12月時点で、722名の方にご利用をいただいているところです。

事業を進める中で、利用者の方から、「対象者の要件緩和」や「介護タクシーの利用」についてご意見をいただいたことから、次年度におきましては、対象者の要件を緩和するとともに、介護タクシーにつきましても、介護保険制度等の福祉サービスと重複しない範囲で、助成の対象といたしました。

要件の緩和により、更なる利用者の増加に繋げるとともに、「利用者の方の外出傾向」、「利用人数及び移動距離等の基礎データ」並びに「本事業への御意見」などのデータ収集を行い、交通弱者の方にとって、生活の質の向上に繋がるようなサービス提供が継続的に行えるよう、次の段階の移動支援施策の検討・構築に反映させて参りたいと考えております。

3点目は、「移住定住・にぎわい創出の魅力度向上」についてであります。

「FC徳島との連携事業」について申し上げます。

本市をホームタウンとするサッカーチームFC徳島においては、昨年四国リーグ優勝を果たしたものの、残念ながら、JFL昇格という目標は達成できませんでした。しかしながら、昨年11月に本県で開催された全国地域チャンピオンズリーグでは、3試合で1,400名を超える観客動員数を記録するなど、チームの認知度も徐々に浸透しつつあります。

本市といたしましては、これまで連携協定や運営会社への出資により、クラブと連携を深め、地域のにぎわい創出に向けた取組を行って参りましたが、これらの取組を更に加速させるため、本年1月、本市若手職員5名をメンバーとして、FC徳島と連携し、スポーツフェスやマルシェなどのスポーツ関連イベントの企画・運営のほか、本市とFC徳島とのコラボグッズの開発などを行うプロジェクトチームを立ち上げました。

現在、その取組の第1弾として、4月2日にヨコタ上桜スポーツグラウンドで行われる四国リーグ開幕戦を「吉野川市民デー」と冠し、様々な催しを計画しており、その準備を進めているところです。

このプロジェクトチームは、本市が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「若手職員と地域の団体等との連携による取組」であり、多様な人材の活躍を推進するとともに、本市の魅力度向上や地域の活性化はもとより、持続可能なまちづくりに繋げて参りたいと考えております。

次に、「はばたけ！！若者応援プロジェクト事業」について申し上げます。

本事業は、本市の魅力あるまちづくり・にぎわい創出のために、若者を中心として構成される団体や、意欲ある若者個人の提案事業の資金調達を、ふるさと納税の仕組みを活用し、応援する事業でございます。

本年度は、採択した2件の提案事業に対し、全国の皆様から多くのふるさと納税が寄せられました。この場をお借りして、改めてお礼申し上げます。

全国から寄せられたふるさと納税は、令和5年度に事業者へ補助

金として交付し、提案事業の円滑な実施を支援いたします。

本事業により、次の世代のまちづくりを担うリーダーの育成や若者同士の交流による、まちづくりコミュニティの活性化を図るとともに、若者の意見を反映した施策を実施することで、本市の地域活性化につなげて参りたいと考えております。

次に、「吉野川マルシェ運営補助事業」について申し上げます。

吉野川商工会議所が鴨島駅前を中心に、昨年10月から毎月第3日曜日に開催しています「吉野川マルシェ」は、大変好評で多くの方が訪れ、賑わいをみせています。

本市といたしましても、本市の魅力あるブランド認証品の販売促進や、交流人口の増加が期待されることから、この「吉野川マルシェ」を県中央版の新たなイベントとして定着させるため、運営費用を助成することとし、継続開催を支援することで、賑わいの創出や中心市街地の活性化を図るとともに、魅力あるまちづくりを推進して参りたいと考えております。

次に、「観光コンテンツ創造事業」について申し上げます。

市内には多くの観光資源がありますが、今後は、アフターコロナを見据えた観光振興を図り、市全体の賑わいを創出し、地域活性化を図る必要があります。

そこで、多様なニーズに対応した持続可能な観光コンテンツの造成を図るため、本市の公園施設等の効果的な利活用について検討委員会を設置し、モニタリング事業を実施するなど、調査・研究を行い、更なる魅力度を高める方策の検討を進めて参ります。

次に、「体育振興支援事業」について申し上げます。

市民の皆様のスポーツに対する関心の高まりや、多様化するニーズに対応するためには、市と連携した活動を行っていただいている

総合型地域スポーツクラブとの連携が必要不可欠であります。

加えて、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として位置付けられている、学校部活動の段階的な地域移行に伴う受け皿づくりへの対策も急務となっております。

そこで、本市におきましては、スポーツを中心とした地域連携を最重要課題と捉え、地域おこし協力隊事業を活用し、新たな視点を持った事業展開を加えることにより、市民の皆様の健康増進と体力向上及びスポーツによる本市の活性化、さらには、学校部活動の受け皿の一端となるよう、総合型地域スポーツクラブの組織体制の強化・人材育成を進めて参ります。

4点目は、「成長する産業づくりの拡大」についてであります。

「空店舗活用支援！！お店びらき応援事業」について申し上げます。

日本フネン市民プラザを核とする都市再生整備計画事業等の効果により、商業地域を中心に空き店舗を活用した出店ニーズが増加しており、本年度は、出店に係る補助金について、補正予算を編成し、対応したところです。

今後、出店ニーズの増加が見込まれることから、より効果的な施策への転換を図るため、現行の「商業地域活性化支援事業」と「移住創業支援事業」を再構築することといたしました。

具体的には、家賃補助の期間を1年延長し、最大で2年間とするとともに、店舗の改装費等を合わせた補助金の総額を86万円から最大で100万円に増額し、「お店びらき応援事業」としてブラッシュアップを図ることとしたものです。

今後におきましても、空き店舗への新規出店者の増加が図られるよう、事業効果を検証し、中心市街地の更なるにぎわい創出や地域経済の活性化に繋げて参りたいと考えております。

次に、「農業担い手育成事業」について申し上げます。

農業従事者の高齢化や若者の農業離れによる耕作放棄地の増加、食糧自給率の低下が全国的な問題となっており、本市においても例外ではありません。

しかしながら、新規就農には、土地の確保のほか、専門的な知識や経験の習得など、様々なハードルがあり、農業を始める妨げになっています。

そこで、地域おこし協力隊制度を活用し、就農するための準備を支援し、確実かつ計画的な就農に繋げて参ります。具体的には、麻植郡農業協同組合での雇用を通じて、農業技術や知識の習得だけでなく、地域の農業者等との結びつきを深めることで、将来、本市において地域農業の担い手として定住・定着できるよう、しっかりとサポートしてまいります。

次に、「森林環境譲与税活用事業」について申し上げます。

森林の適切な整備には、多大な労力と費用が必要となることから、森林環境譲与税を有効活用し、令和5年度から新たに条件を満たす森林作業機械の購入費用及び造林間伐事業に要する費用の一部を助成することといたしました。

本事業により、森林が持つ、水源の涵養、林産物の供給等の多面的機能の維持・増進を図り、豊かな森林づくりを推進して参ります。

5点目は、「安心・安全なまちづくりの拡大」についてであります。

「GIS防災システム構築事業」について申し上げます。

本事業は、災害発生後、安否不明者の人命救助等に関わる迅速な意思決定を行うため、被災エリア内の対象者リストの抽出ができるよう、既存のGIS（地積情報）システムに機能追加を行うものです。

これにより、浸水や土砂災害警戒区域等、または任意の選択範囲

から被災規模を仮定し、推定される被災者数の集計や被災者リストの作成が可能となるため、その後の安否不明者を対象とした速やかな検索・救助活動が可能となります。

加えて、被災した土地の面積等の積算から、浸水面積等の被害状況の正確な統計・報告が可能となるとともに、実際に起こった被災情報をGIS（地積情報）システムに蓄積することにより、将来に向けた災害に強いまちづくりに活かすことができます。

また、同システムの応用的利用として、従来の統計調査の分類よりも小さな地域での高齢化率や年齢構成等の詳細な分析や現状把握が可能となるため、今後、様々な分野の施策に応用できるよう研究を進めて参りたいと考えております。

次に、「狩猟免許取得補助事業」について申し上げます。

近年、シカやイノシシなどの有害鳥獣による農作物の被害が増加傾向にある中、有害鳥獣対策の重要な役割を担う「有害鳥獣捕獲隊員」の高齢化やなり手不足が深刻化しております。

そのため、新たに狩猟免許を取得し「猟友会」に加入した方、また、新たに狩猟免許を取得した猟友会員の方を対象に、その取得に要する経費を助成することといたしました。

個人負担の軽減により、狩猟免許保有者の増加に繋げ、有害鳥獣捕獲隊員の安定的な確保と、有害鳥獣による農作物等の被害軽減を図って参ります。

6点目は、「持続可能な地域づくりと市役所の変革」についてであります。

「公園施設環境改善事業」について、申し上げます。

本市では、公園を興行や物品販売等で使用する場合、無料としておりますが、その一方で、ポケットパークにつきましては、マルシェやキッチンカーなどの出店を想定し、これらの使用の際には、使用料を徴収することとしており、その取扱いにばらつきが生じております。

そこで、各施設ごとの使用料の取扱いの是正、及び受益者負担の適正化に鑑み、行財政改革調査研究会の公共施設部会において検討を重ね、令和5年度より近隣自治体と同様に、興行や物品販売等の目的での公園使用について有料化することとし、本定例会に関係条例を提案させていただいております。

また、市内には約40カ所の公園施設がありますが、施設の老朽化や多様化するニーズへの対応が課題となっています。

本年度、国の臨時交付金や他の補助金を活用し、向麻山公園などの遊具修繕や江川・鴨島公園のウッドデッキの改修を行ったところですが、次年度におきましては、広大な敷地で多目的な利用の多い「バンブーパーク」にトイレを増設し、利用者の利便性の向上を図ることといたしました。

今後におきましても、持続可能な地域づくりと市民サービスの向上を目指し、公園施設の環境改善と利便性向上に努めて参ります。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、主なものの概要をご説明申し上げます。

令和5年3月定例会に提出しております案件について、お手元の一覧表に沿って、ご説明いたします。

まず、報第1号から報第3号までは、「報告案件」でございます。

報第1号から報第3号までは、市有車両及び市の業務が関係する事故に関する専決処分の報告でございます。

事故の概要、損害賠償の額等につきましては、議案書の専決処分書をご高覧ください。

次に、議第1号から議第17号までは、「条例関係議案」でございます。

議第1号「吉野川市個人情報保護法施行条例制定について」につ
きましては、

個人情報保護法の改正により、当該法律の規定が直接適用されることとなったことから、既存の個人情報保護条例を廃止し、改正後の個人情報保護法における条例事項を新たに定めるなど、所要の改正を行うものです。

次に、議第2号「吉野川市個人情報保護審査会条例制定について」
につきましたは、

議第1号と同様、個人情報保護法の改正に伴うもので、審査請求に対する裁決などを行う際に諮問するための機関を新たに設置するものです。

次に、議第3号「吉野川市地方創生応援基金条例制定について」
につきましたは、

本市に対し、企業版ふるさと納税として寄附された現金等を地域再生計画に定める事業へ計画的に活用するため、新たに基金を設置するものです。

次に、議第4号「吉野川市上下水道事業経営審議会条例制定につ
いて」につきましたは、

今後の上下水道事業を適正かつ効率的に経営していくために、経営状況の確認や改善に必要な事項について諮問するための機関を新たに設置するものです。

次に、議第5号「吉野川市情報公開条例の一部を改正する条例制
定について」につきましたは、

議第1号と同様に、個人情報保護法の規定が直接適用されることとなったことに伴い、情報公開における公開決定の期限等を、個人情報における開示決定の期限等と揃えるなどの所要の改正を行うものです。

次に、議第6号「吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」につきましては、

情報公開審査会委員及び個人情報保護審査会委員に対する報酬の額を年額から日額へ見直すため、所要の改正を行うものです。

次に、議第7号「吉野川市印鑑登録条例及び吉野川市手数料条例の一部を改正する条例制定について」につきましては、

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、一部改正された関係法令が施行されることに伴い、スマートフォンなどの移動端末設備を用いて証明書等のコンビニ交付サービスが利用できることが予定されていることから、所要の改正を行うものです。

次に、議第8号「吉野川市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」につきましては、

出産費用の上昇等により、国において出産育児一時金が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議第9号「吉野川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」につきましては、

国民健康保険税額の算定における資産割の廃止に向けて税率等の改定を行うなど、所要の改正を行うものです。

次に、議第10号「吉野川市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について」につきましては、

「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」により、当該条例において引用する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議第11号「吉野川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」から、議第13号「吉野川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」まで、
につきましては、

議第10号と同様に、当該条例において引用する法律が改正されたこと及び市が基準を定めるに当たり参酌すべき基準等を定めている関係規程が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議第14号「吉野川市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」につきましては、

生活保護の事務において個人番号を利用するものを追加するため、所要の改正を行うものです。

次に、議第15号「吉野川市都市公園条例の一部を改正する条例制定について」及び、議第16号「吉野川市公園条例の一部を改正する条例制定について」
につきましては、

近年、様々なイベントが本市の公園において開催されている状況等に鑑み、営利目的の使用について使用料を徴収することとするなどの所要の改正を行うものです。

次に、議第17号「吉野川市営住宅条例の一部を改正する条例制

定について」につきましては、

老朽化した鴨島第3団地を廃止するため、所要の改正を行うものです。

次に、議第18号から議第21号までは、「令和4年度補正予算案」でございます。

まず、議第18号「一般会計補正予算（第9号）」につきましては、

- ・ 認定こども園や小中学校の送迎バスへの置き去り防止安全装置の取付費用
157万5千円
- ・ 出産・子育て応援交付金を次年度において引き続き実施するための費用
1,305万円
- ・ 農業の経営発展に意欲的な担い手に対し、機械等購入費を助成するための費用
664万1千円

などを計上したほか、基金への積立金その他事業実績に伴う不用額の減額・財源調整など

あわせて、2億8,552万6千円を減額し、

補正後の予算総額を、205億3,927万4千円とするものです。

次に、議第19号から議第21号までにつきましては、

「国民健康保険・特別会計」、「後期高齢者医療・特別会計」、「介護保険・特別会計」の3つの特別会計について、事業費の確定等により、それぞれ所要の補正を行うものです。

次に、議第22号から議第27号までは、「令和5年度当初予算案」でございます。

議第22号「一般会計予算」につきましては、
予算額 200億9,300万円で、
前年度比 10億2,400万円の増となっております。

主な内容としましては、新規拡大事業として、

- ・ 未来へつなぐ修学応援給付金事業（500万円）
- ・ 高齢者等外出支援タクシー料金助成事業（1,917万3千円）
- ・ 住民票等証明書コンビニ交付サービス事業（802万3千円）
- ・ 市若手職員とFC徳島との連携事業（10万円）
- ・ FC徳島ホームタウン活動推進事業（834万円）
- ・ 空店舗活用支援!!お店びらき応援事業（361万円）
- ・ 狩猟免許取得補助事業（13万2千円） など、

また、継続事業として、

- ・ 新ごみ処理施設整備事業（7億6,818万6千円）

などに係る経費を計上しております。

次に、議第23号「国民健康保険・特別会計予算」は、
保険給付費、特定健康診査等事業費など、
46億1,394万7千円を計上しております。
〔前年度比 3,194万2千円〕

議第24号「後期高齢者医療・特別会計予算」は、
広域連合納付金など、7億3,426万7千円を計上しております。
〔前年度比 929万円〕

議第25号「介護保険・特別会計予算」は、
保険給付費、地域支援事業費など、

57億4,400万2千円を計上しております。
〔前年度比 6,777万7千円増〕

議第26号「水道事業会計予算」は、
安全・安心な水を供給するための経費として、
収益的支出で、6億5,906万7千円、
資本的支出で、6億6,855万1千円を計上しております。

議第27号「下水道事業会計予算」は、
鴨島中央処理区の管渠（かんきょ）整備等として、
収益的支出で、11億9,155万7千円、
資本的支出で、10億6,113万1千円を計上しております。

議第28号「八坂児童館の指定管理者の指定」につきましては、

当該施設について、「株式会社 Fortua（フォルトゥーア）」
を指定管理者とし、指定期間は、令和5年4月1日から2年間とする
ものです。

議第29号「市道路線の認定」につきましては、

「^ほ掘り5号線」ほか3線の市道路線の認定を行うものです。

最後に、諮第1号から諮第4号までは「人事案件」でございます。

諮第1号から諮第4号までの「人権擁護委員の推薦につき意見を
求めること」につきましては、

4名の人権擁護委員の任期満了に伴い、後任者を推薦したいため、
人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるも
のです。

以上、概要を説明申し上げましたが、十分ご審議の上、原案どおり、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。